

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度 (令和 6 年度変更)
計画主体	三木町

三木町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	農林課
所在地	香川県木田郡三木町大字氷上 310
電話番号	087-891-3308
F A X 番号	087-898-1994
メールアドレス	norin@town.miki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル（以下「サル」という。）、ニホンジカ（以下「シカ」という。） アライグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	香川県木田郡三木町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	265万円、4.00ha
	飼料作物	1万円、0.02ha
	野菜	104万円、0.36ha
	いも類	2万円、0.10ha
サル	水稲	26万円、0.40ha
	麦類	10万円、0.18ha
	果樹	144万円、0.91ha
	野菜	163万円、0.66ha
シカ	水稲	—万円、0.00ha
	麦類	—万円、0.00ha
アライグマ	野菜	68万円、0.12ha

(2) 被害の傾向

イノシシによる被害は、捕獲活動の強化等に取り組んでいるが、依然中山間地域において水稲及び野菜の被害が発生している。また、近年は平地部にも出没することがあり、人々の生活環境をも脅かす存在となっている。

サルについては捕獲活動の強化等がなされているが、生息域が拡大しており、特に中山間地域を中心に果樹及び野菜の被害が拡大している。

シカによる被害は現状把握していないが、町南部の中山間地域において生息が確認されており、生息区域の拡大や今後の被害の発生が懸念される。

アライグマによる被害は、平地部で多く見られ、特に野菜の被害が発生している。また、家屋への侵入などの生活環境被害も多く寄せられている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ被害	372万円、4.48ha	295万円、3.48ha
サル被害	343万円、2.15ha	265万円、1.57ha
シカ被害	—万円、0.00ha	—万円、0.00ha

アライグマ被害	68 万円、0.12ha	50 万円、0.10ha
---------	--------------	--------------

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣の捕獲を香川県狩猟クラブに依頼する他、鳥獣害対策実施隊による緊急捕獲を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個体数の増加及び生息域の拡大が問題となっているサルについて、生息域や個体群の調査を行うとともに、捕獲機材も充実させ、捕獲体制の強化を図る必要がある。 ・ 捕獲の活動主体となる香川県狩猟クラブ会員は高齢化が進んでいるため、担い手の育成や新規に狩猟免許等の取得を促進するなど、有害鳥獣の捕獲従事者の確保が必要である。 ・ 捕獲個体の処分に苦慮している捕獲者が多く、処分体制について調査を行う必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	農林業を営む者で、イノシシ等の侵入防止柵等を整備した者に対して、経費の2分の1を補助している。	個々で侵入防止柵を整備するのではなく、集落単位で整備し、地域一体となり被害防止対策に努める必要がある。
生息環境管理その他の取組	鳥獣の隠れ場所となる耕作放棄地の発生防止、管理指導を行っている。	生息地と農地との間に緩衝地帯を設けたり、関係機関と連携して、サルを中心とした個体群管理・把握に努める必要がある。

(5) 今後の取組方針

今後も増加傾向にある鳥獣被害については、香川県狩猟クラブの協力を得て捕獲に努め、鳥獣被害に対する正しい知識を普及させるとともに、農林業者、行政、関係団体などが協力して被害防止に取り組む体制づくりを構築する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

香川県狩猟クラブに捕獲を依頼する。特定外来生物については、県の防除従事者養成講習会への参加を奨励し、防除従事者の確保に努めていく。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ サル・シカ アライグマ	・ 狩猟免許の取得等の推進 ・ 捕獲・追払い機材の導入 ・ 実施隊による捕獲
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
香川県第13次鳥獣保護管理事業計画・第二種特定鳥獣管理計画及び過去3カ年の捕獲実績に基づき設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	500頭	550頭	600頭
サル	85頭	90頭	100頭
シカ	20頭	30頭	40頭
アライグマ	20頭	20頭	20頭

捕獲等の取組内容
三木町内全域において狩猟クラブや地域住民と連携して捕獲活動に取り組む。 また、ニホンザルの農作物被害及び人的被害の未然防止を図るため、香川県のニホンザル個体群管理事業を活用しながら効果的な捕獲に取り組む。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

--	--

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵 2,000m ワイヤーメッシュ 1,000m	電気柵 2,000m ワイヤーメッシュ 1,000m	電気柵 2,000m ワイヤーメッシュ 1,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ サル シカ アライグマ	・侵入防止柵の適切な管理及び有害鳥獣の追い払い活動に係る普及啓発活動を行う。	・侵入防止柵の適切な管理及び有害鳥獣の追い払い活動に係る普及啓発活動を行う。	・侵入防止柵の適切な管理及び有害鳥獣の追い払い活動に係る普及啓発活動を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ サル シカ アライグマ	・鳥獣の隠れ場所となる耕作放棄地の発生防止 ・緩衝地帯の設置の推進 ・個体群を管理・把握し、捕獲活動に繋げる。
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

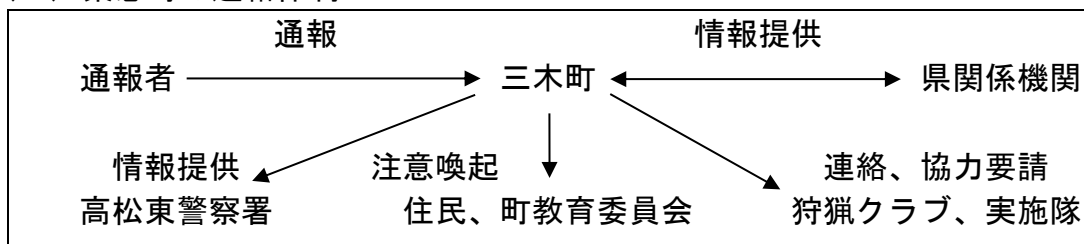
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
三木町農林課	事務局、相談窓口、被害防止支援
香川県みどり保全課	出没情報の集約、捕獲技術の指導・普及、情報

	提供
香川県農業経営課	農作物の被害防止対策
警察署	追払い
三木町鳥獣被害対策実施隊	警察署や関連機関との連携による追払い、捕獲
香川県狩猟クラブ	有害鳥獣捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的には捕獲した者の責任において埋設等の処理を行うが、狩猟者の埋設作業の負担軽減を図るため、捕獲したイノシシを一時的に保管する冷凍庫を整備する。保管したイノシシについては、専門業者に回収・処分を委託する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシは食肉としての利活用を図る。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	三木町鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
三木町農業委員会	事業推進
香川県東讃農業改良普及センター	技術的助言、サポート
香川県農業協同組合	事業推進
香川県農業共済組合	被害調査、事業推進
香川東部森林組合	事業推進
香川県狩猟クラブ	有害鳥獣捕獲、事業推進
三木町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲、事業推進
農業者代表者	普及啓発活動、事業推進助言
三木町農林課	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
香川県農業試験場病害虫防除所	鳥獣害対策に関する調査・試験研究
香川県農業経営課	情報提供及びその他必要な援助
香川県みどり保全課	情報提供及びその他必要な援助

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

近年では、市街地においてもイノシシ等の出没が確認されるなど、被害地域が更に拡大している。また、香川県狩猟クラブ会員の高齢化や集落の過疎高齢化が進行し、被害対策の担い手が不足していることなどから、本町においても平成29年度から鳥獣被害対策実施隊を設置した。実施隊は、町職員のほか、町域を管轄する香川県狩猟クラブ会員のうち被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者で構成している。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

香川県東讃農業改良普及センターをはじめとする関係機関と連携を図りながら、有害鳥獣の習性に関する講習会の開催や被害防止柵の点検を行う等、集落ぐるみで鳥獣害対策に取り組めるような支援や普及啓発を行う。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし